(I)　その他の操作及び一般的記述

注１　ＩＯＰＰ証書の追補の様式Ａ及び様式Ｂの第３項１に掲げるタンク

注２　船長は、受入施設（バージ及びタンク車を含む。）の運営者より、移し替えたタンク洗浄水、汚れたバラスト、油性残留物又は油性混合物の量の詳細を示す受領書又は証明書であつて移替えの日時が記載されたものを受領すべきである。この受領書又は証明書は、油記録簿に添付されている場合には、船長が自己の船舶が問題となつている汚染事故に関係していないことを証明する際に役立てることができる。この受領書又は証明書は、油記録簿第Ｉ部と共に保管すべきである。

注３　貯留タンクからのビルジの排出又は処分の場合には、貯留タンクの識別記号及び容量並びに貯留タンクに保留されている量を表示すること。

注４　油除去装置の状態は、適当な場合には、警報器及び自動停止装置を含むものとする。

船　　名

船舶番号
又は信号符字

機関区域における作業

日	符　　号 （アルファベット）	項　　目 （番号）	作業の記録及び担当職員の署名

船長の署名

油記録簿
第Ⅱ部　貨物油及びバラストに係る作業
（油タンカー）

船　　名

船舶番号
又は信号符字

総トン数

期　　間 から まで

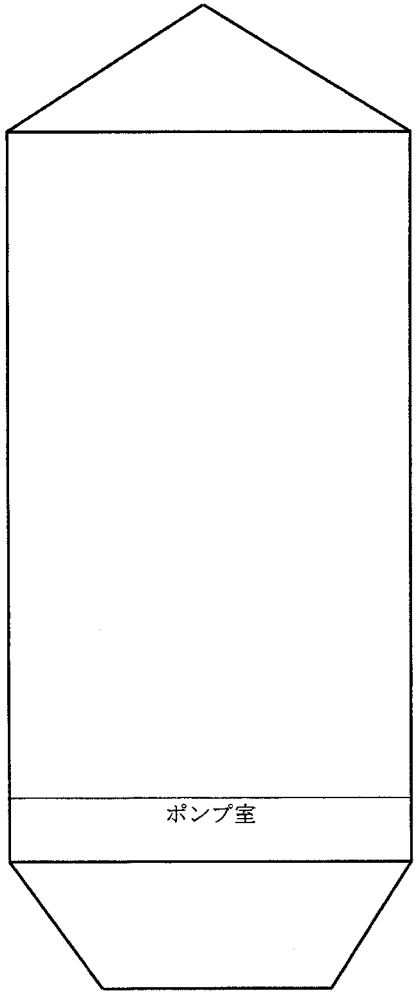
注釈
　総トン数150トン以上の油タンカーには、貨物油及びバラストに係る作業の記録のために油記録簿第Ⅱ部を備える。これらの油タンカーには、機関区域における作業の記録のために油記録簿第Ｉ部も備える。

船　　名

船舶番号
又は信号符字

貨物タンク及びスロップ・タンクの平面図

（船内で記載する。）



タンクの識別記号	容　　量
スロップ・タンク の深さ	

各タンクの容量及びスロップ・タンクの深さを表示すること。